

会議室等使用料減免率（令和8年4月1日改正）

項目	使用者	減免割合	
1 公共団体又は公共的団体等においてその事務又は事業のために使用するとき	島根県市町村振興センターの入居団体	島根県市町村総合事務組合、島根県後期高齢者医療広域連合、島根県市長会、島根県町村委会、島根県町村議会議長会、公益財団法人島根県市町村振興協会	100%
	上欄を除く入居団体	30%	
	市町村、市町村議会、一部事務組合、広域連合、市議会議長会	50%	
	島根県	30%	
2 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき		100%	
3 その他管理者が公益上又は事業の遂行上必要と認めるとき		管理者が認める割合	

(注) 減免を適用する対象は、会議室等使用料の備考（3）に定める冷暖房料及び設備等使用料を含みます。